

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

みんなで取り組む

千葉の教育

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



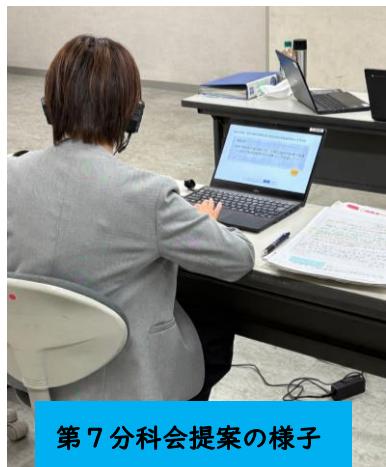
令和7年度葛南教育事務所管内「学力向上交流会」

【指導室 学力向上班】

千葉県の学力向上月間である11月に、葛南教育事務所管内「学力向上交流会」をオンラインで開催しました。今年度も、オンデマンド型の全体会と、オンライン会議システムを活用した分科会の2部構成で実施しています。

全体会では、県の教育施策に関する説明動画や、「ちばっ子の学び変革」推進事業研究指定校の紹介動画を視聴していただきました。

また、「『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」や、全国学力・学習状況調査を活用した授業改善について、具体的な解説を行い、日々の教育活動に役立てていただける内容となっていました。また、「ちばっ子の学び変革」推進事業研究指定校の紹介動画は、浦安市4校の取組を現在も御覧いただけますので、ぜひ、上記のURLからアクセスして御視聴ください。



第7分科会提案の様子

【全体会動画】

1. 「千葉県学力向上施策に関する説明動画」

「全国学力・学習状況調査の結果分析について」

<https://youtube.com/playlist?list=PLjalza9HHe9EazHD6vIAFvStdZKXC0z8p&si=PvCTFHdRptqYHjpF>



2. 「『ちばっ子の学び変革』推進事業研究指定校の紹介」

<https://youtu.be/gXecKdW8tXg>

分科会は、オンライン会議システム（Zoomミーティング）を利用して、令和7年11月13日（木）に開催しました。8つの分科会に分かれ、各市で優れた実践を行っている先生方から提案をしていただきました。「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善を中心に、「『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」を活用した授業づくり等、大変充実した提案内容でした。小グループ討議では、参加者同士で活発な意見交換が行われ、実践例や課題を具体的に共有することができました。

終了後に実施したアンケートの感想や御意見を以下にまとめています。いただいた御意見を参考に、今後も工夫・改善を重ね、学力向上交流会をさらに充実させていきます。

- ・分科会で優れた実践を学べることに大変意義があると思う。
- ・グループ協議では、普段あまり関わることのない校種の先生方と意見交流ができてよかったです。
- ・同じ葛南管内同士でも、様々な取組の違いがあることがわかった。
- ・明日の授業から取り入れられるものをどんどん取り入れ、校内の先生方にも伝えていきたい。
- ・協議や交流の時間をもう少し長く確保していただければ、より充実した内容になると感じる。

令和7年度 所長学校訪問・校長室訪問を終えて

【管理課】

5月19日（月）の八千代市立村上小学校、大和田中学校を皮切りにスタートした所長学校訪問・校長室訪問が、11月28日（金）の市川市立南行徳小学校、富美浜小学校をもって、すべて終了しました。今年度は所長学校訪問54校、校長室訪問53校の合計107校を訪問しました。訪問校の皆様には、事前の準備から当日の対応まで御配慮をいただき、充実した訪問を実施することができました。「信頼される学校づくり」の実現のため、事前に提出していただいた「所長学校訪問資料」「学校運営自己診断票」「事前アンケート」をもとに学校の現状を把握し、校長先生方と実りある意見交換をさせていただきました。大変お忙しい中、御対応くださいました各校長先生方、各市教育委員会の皆様方に感謝申し上げます。ありがとうございました。今年度、訪問校においてお話しした「事務所からのお願い」について一部まとめました。



●教員の資質向上について（憧れの先生になるために）

現在、学校では一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や「子供の尊厳」等の支援を行うことが求められています。その対応の一つとして、特別支援教育の視点を取り入れていくことが大切です。

千葉県では長期休業中に特別支援教育にかかる認定講習（申込4月～5月の予定）を実施し、特別支援学校教員免許状の取得及び専門知識の獲得を目指しております。多くの先生方が特別支援教育の視点を踏まえた学級経営に取り組んでほしいとお願いしました。

●不祥事根絶について（睡眠と休養で心身のリフレッシュを）

昨年度末「教職員の服務に関するガイドライン」が改訂されました。管内におきましても、未だ根絶に至っていない状況であり、ヒヤリハットの具体例をふまえて「懲戒処分の指針」について説明をしました。知らなかつたではすまされないことを伝え、「切実感・当事者意識・連帯感」を高め、公務員として「見られている」という意識の喚起、不祥事を起こさない職場づくりをお願いしました。

●給与事務等について（ひとりで抱え込ませず、組織の活用を）

毎月支給されている給与の支給明細書には、給与月額や各種手当額のほか、社会保険料、住民税や所得税など、多くの個人の情報が記載されているため、内容の確認をお願いしました。

なお、各手当の届出は、事実発生日から15日以内に証拠書類を添付して所属長に提出することになっています。届出が遅れると御自身に不利益が生じる可能性もありますので、学校事務職員とも手当に関する情報共有を密にするようお願いしました。



学校訪問を通じて、各校から貴重な御意見をうかがうと共に、学校や地域の実態に応じた取組をされていると実感することができました。来年度も「訪問を学校の健康診断」「教職員一人一人のステップアップのための良い機会」と捉えられるような学校訪問を実施してまいります。

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要について

【指導室 生徒指導班】

本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

本概要は、暴力行為、いじめ、長期欠席、公立高等学校の中途退学、自殺に関する令和6年度調査の本県分（千葉市を含む公立学校）を取りまとめたものです。千葉県のホームページに掲載されていますので、下記リンクまたは二次元コードよりご覧ください。

[令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要／千葉県](#)



■ 調査対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

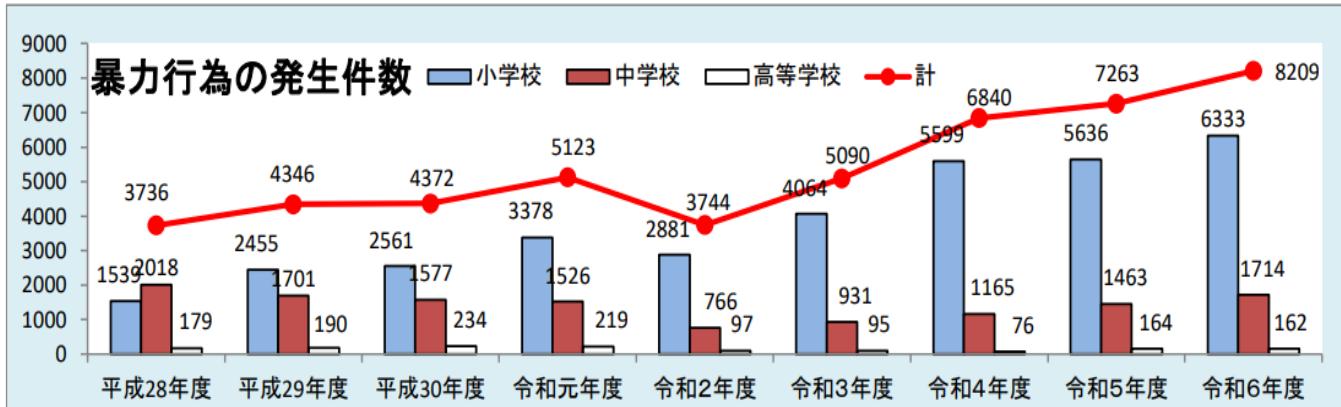
■ 主な調査結果の前年度比較

調査項目	令和6年度	令和5年度	増減
① 暴力行為の発生件数	8,209件	7,263件	946件増加
② いじめの認知件数	54,724件	54,455件	269件増加
③ 不登校児童・生徒数（小・中・義務・中等教育学校）	14,599人	14,300人	299人増加
④ 不登校生徒数（高等学校）	3,178人	3,108人	70人増加
⑤ 中途退学者数	951人	999人	48人減少

※各調査項目の調査対象は、以下のとおりです。

- 項目①は、県内全公立小・中・義務教育・中等教育・高等学校。
- 項目②は、県内全公立小・中・義務教育・中等教育・高等学校・特別支援学校。
- 項目③は、県内全公立小・中・義務教育・中等教育学校。
- 項目④・⑤は、県内全公立高等学校。

I 暴力行為

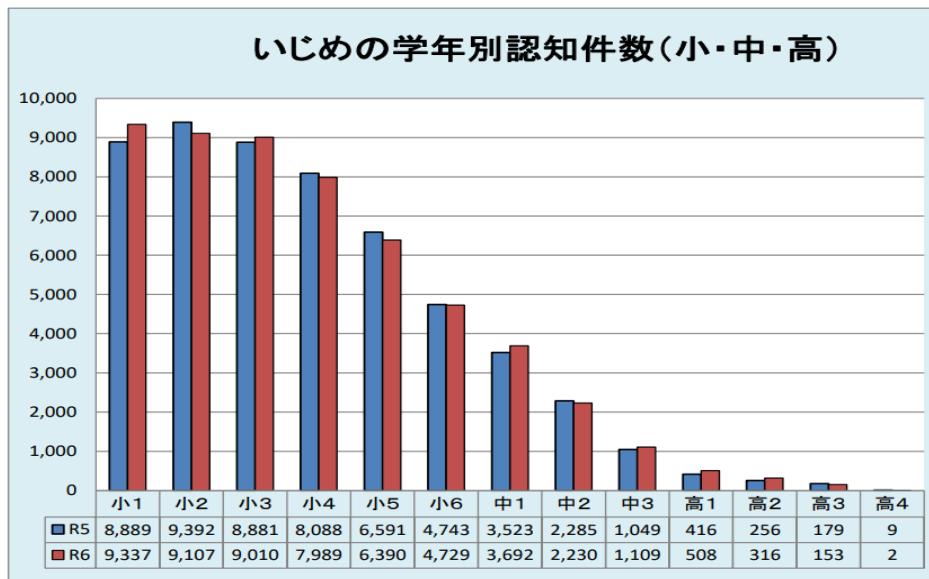


小・中・高等学校における暴力行為の発生件数を校種別に見ると、小学校と中学校は前年度より増加し、高等学校は微減しました。

※暴力行為の定義（平成19年度一部改訂）

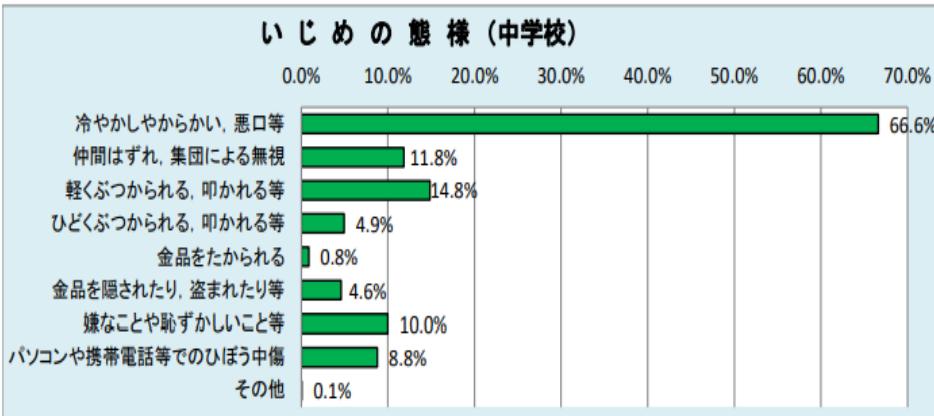
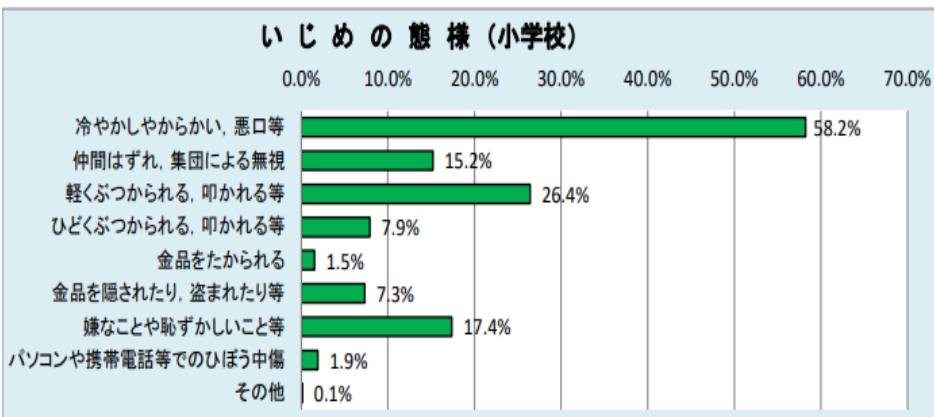
「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいう。家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

2 いじめ



いじめの発見のきっかけ (単位:件)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校の教職員等が発見	36,159	4,300	683	124	41,266
内訳					
学級担任	2,963	651	50	25	3,689
学級担任以外の教職員	353	263	29	0	645
養護教諭	45	23	6	0	74
スクールカウンセラー等	158	28	4	0	190
アンケート調査など	32,640	3,335	594	99	36,668
学校の教職員以外からの情報により発見	10,403	2,731	296	28	13,458
内訳					
本人からの訴え	6,118	1,694	211	15	8,038
当該児童生徒の保護者	3,254	731	42	8	4,035
児童生徒(本人を除く)	730	226	31	4	991
保護者(本人の保護者を除く)	255	55	10	0	320
地域の住民	12	20	1	0	33
学校以外の関係機関	25	5	1	1	32
その他(匿名による投書など)	9	0	0	0	9
計	46,562	7,031	979	152	54,724



小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の学年別認知件数は、小学校の低学年をピークに学年が上がるにつれて減少しています。

また、いじめの発見のきっかけは、全校種で「アンケート調査など」が最も高くなっています。

いじめの態様を見ると、小学校の上位3つは、

- ①「冷やかしやからかい、悪口等 (58.2%)」
 - ②「軽くぶつかれる、たたかれる等 (26.4%)」
 - ③「嫌なことや恥ずかしいこと等 (17.4%)」
- でした。

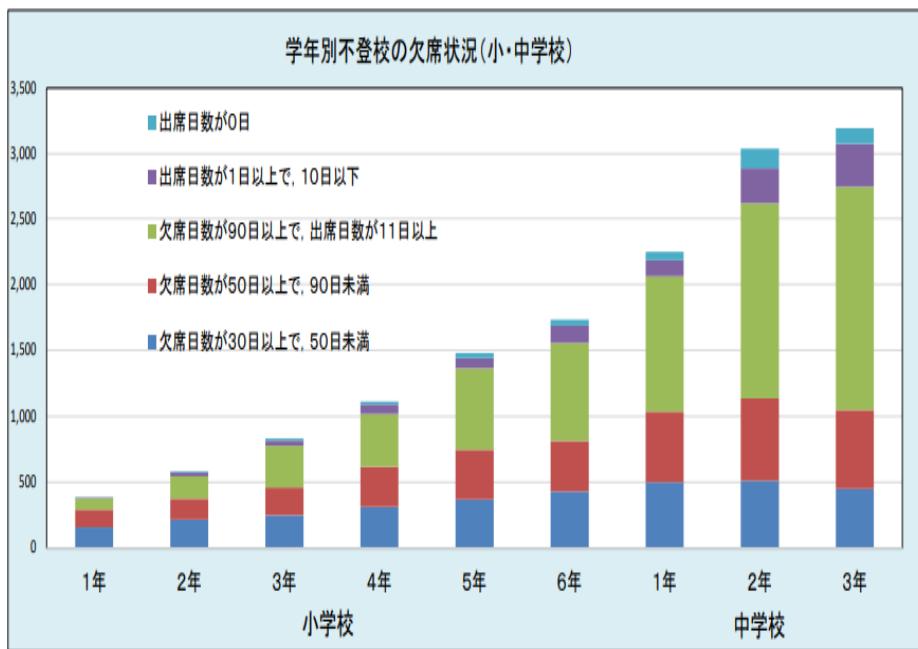
中学校の上位3つは、

- ①「冷やかしやからかい、悪口等 (66.6%)」
 - ②「軽くぶつかれる、たたかれる等 (14.8%)」
 - ③「仲間はずれ、集団による無視 (11.8%)」
- でした。

※いじめの定義(平成25年度一部改訂)

「いじめ」とは、「児童生徒に對して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 公立小・中学校の不登校



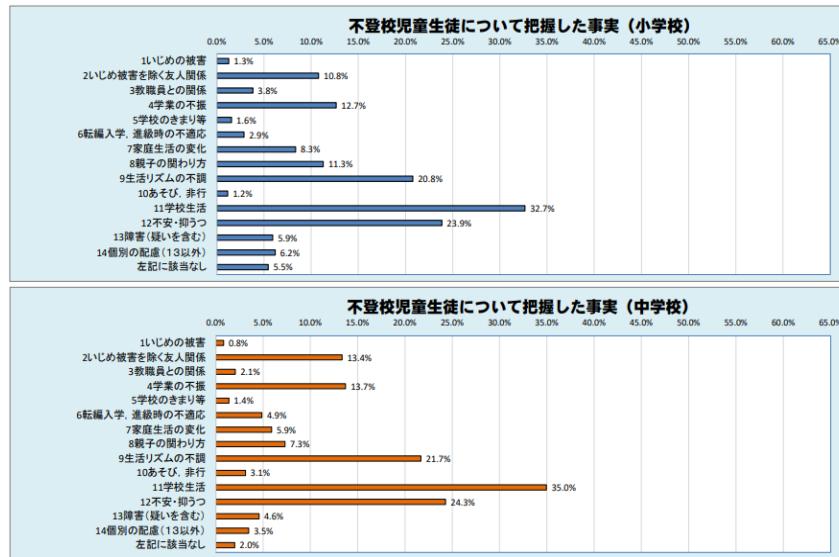
小・中学校の不登校児童生徒数を校種別に見ると、小学校における不登校児童数は、6,121人で、前年度の5,713人より408人増加しており、過去最多となっています。

中学校における不登校生徒数は、8,478人で、前年度の8,587人より109人減少しています。学年別に見ると、不登校児童生徒数は、学年が上がるにつれて増加しています。

※令和6年度に通算して30日以上欠席した児童生徒のうち「不登校」を理由とする児童生徒数を不登校児童生徒数とする。

※「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）を計上。

次に、「不登校児童生徒について把握した事実」についてです。



こちらは、昨年度の調査から項目名が変更となり、複数回答が可能となっています。結果は小学校、中学校ともに、上位3つは、①「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」、②「不安・抑うつの相談」、③「生活リズムの不調に関する相談」でした。この結果から、私たち教職員は学校生活において、児童生徒の様子等をしっかり把握していく必要があると考えます。

最後に、不登校児童生徒の相談・指導等の状況です。「学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない人数」は、小学校で2,393人、中学校で3,587人となっており、両校種とも昨年度より減少しています。

この項目では、学校内における相談・指導する対象として、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等が計上されており、担任等による相談・指導等は含まれていません。

「学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒」の内、「教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数」は、小学校で2,381人、中学校で3,545人と、ほとんどの児童生徒が学校の担任等の教職員と繋がっていることが分かりました。

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた教室環境

【指導室 特別支援教育班】

障害者の権利に関する条約第2条では、ユニバーサルデザインを「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」と定義しています。このことから、教育において「ユニバーサルデザインの視点を踏まえる」とは、「全ての子どもたちにとって、わかりやすく、学習しやすく配慮すること」と捉えることができます。今回は、「教室環境」について紹介させていただきます。



今年度、葛南管内の小中学校へ訪問させていただいた中には、教室環境づくりについての資料を作成され、年度初めに校内で共通理解を図って取り組まれている学校もありました。

具体的には、

- ・黒板周りをすっきりさせる。
- ・テレビモニターを使用しないときは、電源を切るかシンプルな布で覆う。
- ・掲示物の大きさをある程度整える。
- ・各教室の掲示物の位置を統一する。
- ・板書のルールを全ての授業で統一する。

などです。また、そのように取り組む目的を丁寧に整理されている学校もありました。



「全ての子どもたちにとって、わかりやすく、学習しやすい環境になっているだろうか」という視点で、教室環境を改めて見つめ直す時間を設けてみてはいかがでしょうか。

以下は、2023年に発行した葛南教育事務所だより第107号 (No.4) を「教室環境」にしぼって再編したものをお掲載します。ぜひご活用ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	ユニバーサルデザインの視点を踏まえた教室環境
	黒板、黒板周りはすっきりし、黒板からの情報を得やすくしている。
	視界に入る棚や壁がすっきりし、教師や黒板に集中しやすくなっている。
	特別な教育的支援を要する子の特性を考慮した、座席の位置になっている。
	机と椅子の高さは一人一人に合っている。
	「めあて」や「ポイント」などが分かりやすいように、板書ルールが統一されている。
	板書の文字は後ろの席からも見やすく、行間は詰めすぎていない。
	基本的に白や黄色など、見えやすい色のチョークを使用している。

できそう！



わかった！

